

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)……………一

○宅地建物取引業法による行政処分……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一

○建築基準法による道路位置の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一

○建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………二

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………二

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等(二件)……………(同)……………四

○東京都環境影響評価条例による見解書……………(同)……………二

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………(福祉保健局障害者施策推進部居住支援課)……………四

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………(同)……………四

○家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農業振興事務所振興課)……………六

### 規則(公)

○東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………六

### 公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………七

○建設業者に関する公告……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………六

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六

○都市計画事業の施行……………(建設局公園緑地部計画課)……………六

○都市計画事業の事業計画の変更……………(同)……………六

### 規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年七月二十二日  
東京都知事 外 添 要 一

#### ●東京都規則第二百二十七号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則(昭和四十五年東京都規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別表就学支度資金の部小学校の項中「三九、五〇〇円」を「四〇、六〇〇円」に改め、中学校の項中「四六、一〇〇円」を「四七、四〇〇円」に改める。

#### 附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

### 告示

#### ●東京都告示第千三十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十六年七月二十二日  
東京都知事 外 添 要 一

#### 一 被処分者

(一) 商号 株式会社福生住宅

(二) 代表者氏名 代表取締役 津田 宗孝

(三) 主たる事務所の所在地 羽村市神明台一丁目三十六番地七

(四) 免許証番号 東京都知事(0)第四〇〇八三号

(五) 免許年月日 平成二十五年十一月二十一日

#### 二 処分年月日 平成二十六年七月十一日

#### 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十六年八月一日から同年八月三十日まで)

#### 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

#### ●東京都告示第千三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位

置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日  
変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条  
第一項第五号  
の規定による  
道路

平成二十六年六月三十日  
小平市栄町二丁目二千五百八十番二百五十一の一部  
延長  
二〇・〇〇  
幅員  
五・〇〇

●東京都告示第千三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等と併せて告示し、縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番  
認定年月日

多摩市大字和田字十三号千二百五番、平成二十六年六月千二百八番一、同番二、同番五の一、月二十七日  
部、同番六、同番二十七から同番三十まで、同番三十一の一部、同番三十二、千二百十八番の一部、千二百十九番一、同番五、千二百三十六番一、同番四、千二百三十八番七、千

二百四十六番一、同番五、同番六、同番八、千二百四十八番一の一部、千二百四十九番二、千二百五十番、字十四号千二百五十四番二、字十六号千三百五十七番二、八王子市大塚三百五十三番一の一部、三百五十五番一、三百五十九番一の一部、同番二、同番五の一部、三百七十七番一、同番一地先、四百三十二番一及び四百四十二番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市曙町三丁目七番十号)

●東京都告示第千四十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、勝どき東地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

勝どき東地区市街地再開発準備組合

理事長 田中 宗一

中央区勝どき四丁目五番十七号 ちちどき泉ビル別館

二階

二 対象事業の名称及び種類

勝どき東地区第一種市街地再開発事業  
住宅団地の新設及び高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、勝どき駅南側の中央区勝どき二丁目及び同区勝どき四丁目内の区域に、住宅、オフィス、商業及び公共施設等を含む複合高層建築物等を建設するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年七月二十二日から同年八月五日まで。  
ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

イ 中央区築地一丁目一番一号

エ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

オ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

エ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

別記(原文のまま記載)  
環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業(住宅団地の新設、高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測・評価等を行う。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素について、第1期及び第2期の予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は第1期で0.067ppm、第2期で0.074ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は第1期33.3%、第2期41.7%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質について、第1期及び第2期の予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は第1期で0.063mg/m<sup>3</sup>、第2期で0.067mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は第1期10.3%、第2期16.1%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力小さくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.049～0.085ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1～0.8%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.058mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.049～0.086ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%以下である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.058mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.051ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.059mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、敷地境界付近において、第1期は最大79dB、第2期は最大79dBであり、「指定建設作業に係る騒音の報告基準」(70dB)(80dB)を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L<sub>vib</sub>)は、敷地境界において、第1期は最大67dB、第2期は最大69dBであり、「指定建設作業に係る振動の報告基準」(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、No.1、6～9地点において昼間66～70dB、No.2～5地点において昼間59～63dBであり、環境基準値(No.1、6～9:昼間70dB、No.2～5:昼間65dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は2dB以下である。</p>
3. 日影	<p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L<sub>vib</sub>)は、No.1、6～9地点において昼間42～50dB、夜間39～49dB、No.2～5地点において昼間34～46dB、夜間29～39dBであり、規制基準値(No.1、6～9:昼間65dB、夜間60dB、No.2～5:昼間60dB、夜間55dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間5dB以下、夜間1dB以下である。</p> <p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、日影規制地域に該当しない。計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、計画建築物を極力計画地南側に配置する計画としている。これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地北側の限られた範囲であり、日影の影響を低減していると考ええる。</p>
4. 電波障害	<p>計画建築物により、計画地南西方向において、テレビ電波(地上デジタル放送)の遠へい障害が生じると予測する。また、計画地北東側及び北北東側において、テレビ電波(衛星放送)の遠へい障害が生じると予測する。</p> <p>しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブල්テレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考える。</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
5. 風環境	<p>防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により新たに領域D(超高層建築物の足元でみられる風環境)となる地点が計画地区内において、1地点生じると予測するが、概算による防風対策を講ずることにより、新たに領域Dとなった地点は領域B(低・中層市街地相当の風環境)となり、風環境は改善されると予測される。</p> <p>以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあまるものの、建設前とはほぼ同様の領域B及び領域C(中高層市街地相当の風環境)に相当する風環境が維持されるものと考える。</p> <p>【主要な風環境の構成要素の変更の程度及びその改変による地域風環境の特性の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、運河沿いに倉庫・運輸関係の低層・中層建築物、晴海通り沿いに集合住宅の高層建築物、東仲通りに面する街区の内側に事務所や集合住宅等の低層から高層までの建築物が混在している。</p> <p>本事業で計画している高層建築物は、計画地西側に位置する東京タワーズも含めて、水辺に沿った連続性を確保しており、また当該地域の景観に新たな都市景観要素として加わり、臨海部を取り囲むように高層ビルが立ち並ぶ大都市東京の景観と調和するものと考ええる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「水辺の散策路や観光スポットを結ぶルートにおいて、移動しながら景色の変化を楽しむ、魅力的で連続性のある景観を形成する」及び「観光まちづくりと連携し、東京を訪れる人に印象的で魅力的な景観形成を進める」を満足するものと考える。</p>
6. 景観	<p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は大きく、より都市的な眺望が出現するものと予測する。中・遠景域においては、計画建築物は、高層建築物として認識されるが、計画地西側に位置する東京タワーズも含めて、水辺に沿った景観要素の連続性を確保する等、周辺の中高層建築物と調和し、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと考ええる。また、水辺の高層建築物は、臨海部を取り囲むように高層ビルが立ち並ぶ大都市東京の眺望をより一層特徴付けると考ええる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「水辺の散策路や観光スポットを結ぶルートにおいて、移動しながら景色の変化を楽しむ、魅力的で連続性のある景観を形成する」及び「観光まちづくりと連携し、東京を訪れる人に印象的で魅力的な景観形成を進める」を満足するものと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、運河沿いに倉庫・運輸関係の低層・中層建築物、晴海通り沿いに集合住宅の高層建築物、東仲通りに面する街区の内側に事務所や集合住宅などの低層から高層までの建築物が混在する地域である。したがって、既に建築物によって視野が遮られる地域が多く、本事業による形態率の増加は、計画地西側の勝どき四丁目児童遊園で、9.6%、計画地北東側の黎明スカイレインズで、3.7%、晴海通り勝どき2丁目交差点で、1.7%である。なお、計画地中央に近い臨港消防署月島出張所前の地点では、本事業による形態率が、2.0%減少となる。本事業では、計画建築物の隣接間隔をとって運河への見通しを確保するものとし、周辺に空地を確保できる建築物の形状とすることによって、敷地境界から一定の距離を確保することで、圧迫感の増加の程度を低減するなど周辺地域に配慮した計画とする。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考える。</p>

●東京都告示第千四十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、大手町一丁目2地区開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十一日

東京都知事 舛添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

- 千代田区
  - 大手町一丁目、大手町二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目、皇居外苑、千代田、北の丸公園、一ツ橋一丁目、一ツ橋二丁目、九段南一丁目、神田神保町一丁目、神田錦町一丁目、神田錦町二丁目、神田錦町三丁目、神田小川町一丁目、神田小川町二丁目、神田小川町三丁目、内神田一丁目、内神田二丁目、内神田三丁目、神田美土代町、神田司町二丁目、神田多町二丁目、鍛冶町一丁目及び鍛冶町二丁目の区域
- 中央区
  - 日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋室町三丁目及び日本橋室町四丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 三井物産株式会社
  - 代表取締役社長 飯島 彰己
- 千代田区大手町一丁目二番一号
  - 三井不動産株式会社
  - 代表取締役社長 菰田 正信

<p>中央区日本橋室町二丁目一番一号        対象事業の名称及び種類        大手町一丁目2地区開発事業        高層建築物の新築</p> <p>四 対象事業の内容の概略        対象事業は、千代田区大手町一丁目に位置する計画地において、業務機能や文化・交流機能を持ち、環境性能及び防災機能を備えた複合用途建築物を建設するものである。</p> <p>五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要        事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。</p> <p>六 評価書案の縦覧</p> <p>(一) 期間        平成二十六年七月二十二日から同年八月二十日まで。        ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>(二) 時間        午前九時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(三) 場所</p> <p>ア 千代田区環境安全部環境・温暖化対策課        千代田区九段南一丁目二番一号</p> <p>イ 中央区環境土木部環境政策課        中央区築地一丁目一番一号</p> <p>ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課        新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階</p> <p>エ 東京都多摩環境事務所管理課</p>	<p>立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎        四階</p> <p>七 都民の意見書の提出</p> <p>(一) 提出方法        持参又は郵送</p> <p>(二) 記載事項        ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）        イ 対象事業の名称        ウ 環境の保全の見地からの意見</p> <p>(三) 期限        平成二十六年九月四日</p> <p>(四) 提出先        東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課        郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	
---	--	--

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(3)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.075ppmであり、環境基準(0.06ppm)を下回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は48.6%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.056mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は20.7%である。なお、工事の施行中は、建設機械の稼働による寄与率を少なくするため、建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率化に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質燃料の使用を徹底する。また、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用を検討する。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.046～0.051ppmであり、環境基準(0.06ppm)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.2～1.2%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.047～0.048mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.046～0.048ppmであり、環境基準(0.06ppm)を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満～0.2%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.047mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。また、関連車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.048ppmであり、環境基準(0.06ppm)以下)を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は4.0%であり、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.047ppmであり、環境基準(0.06ppm)以下)を下回る。また、熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.1%である。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】建設作業騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、工事開始11ヶ月目で79dB(計画地北側敷地境界)、工事開始20ヶ月目で72dB(計画地南側敷地境界)であり、「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準(工事開始11ヶ月目：85dB)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)に基づく建設作業に係る騒音の報告基準(工事開始20ヶ月目：80dB)を下回る。建設作業振動レベル(L<sub>v</sub>)は、工事開始11ヶ月目で70dB(計画地北側敷地境界)、工事開始20ヶ月目で67dB(計画地南側敷地境界)であり、「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準(工事開始11ヶ月目：75dB)及び「環境確保条例」に基づく特定建設作業に係る振動の報告基準(工事開始20ヶ月目：70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】道路交通騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、昼間で67～70dBである。No.1、No.3～No.6では環境基準を下回り、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。また、No.2では環境基準を上回るが、現況において環境基準と同値であり、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は2dBである。なお、工事の施行中は、工事用車両に対して規制速度の遵守や過積載の防止を指導し、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。道路交通振動レベル(L<sub>v</sub>)は、昼間で36～48dB、夜間で35～45dBであり、「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間で1dB未満～2dB、夜間で1dB未満～1dBである。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【計画建築物により日影が生じると予測される範囲には、日影規制対象区域が含まれているが、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制値を下回る。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>地上デジタル放送の広域局の遮へい障害は計画地敷地境界から南西方向に最大距離約50mの範囲に、果城局の遮へい障害は計画地敷地境界から南西方向に最大距離約130mの範囲に、衛星放送の遮へい障害は計画地敷地境界から北北東方向及び北東方向に最大距離約250mの範囲に生じると予測する。なお、障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施する。</p>
3. 日影	<p>《工事の完了後》</p> <p>【計画建築物により日影が生じると予測される範囲には、日影規制対象区域が含まれているが、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制値を下回る。</p>
4. 電波障害	<p>《工事の完了後》</p> <p>地上デジタル放送の広域局の遮へい障害は計画地敷地境界から南西方向に最大距離約50mの範囲に、果城局の遮へい障害は計画地敷地境界から南西方向に最大距離約130mの範囲に、衛星放送の遮へい障害は計画地敷地境界から北北東方向及び北東方向に最大距離約250mの範囲に生じると予測する。なお、障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施する。</p>
5. 風環境	<p>《工事の完了後》</p> <p>【計画建築物の建設後には一部の地点で領域の変化はみられるが、防風植栽を適切に配置することにより、建設前よりも領域C(中高層市街地相当)の地点は減少し、工事の完了後の風環境は、計画地及びその周辺の街並みとして許容される風環境にあると考える。</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>《工事の完了後》</p> <p>【主要な景観構成要素の変更の程度及びその変化による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地周辺の主な景観構成要素は高層建築物、道路、濠、緑地等であり、工事の完了後は、計画建築物の建設により景観構成要素を大きく変化させることはない。また、計画地西側(皇居側)に大規模なオーブンスペース・緑地空間を整備することにより、皇居の水と緑との調和を図る。計画建築物は、大手町・丸の内地区全体で形成するスカイラインとの調和等、景観形成に配慮することから、風格ある都市景観を維持すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>工事の完了後は、近景域では計画建築物が眺望を変化させる要素となるが、周辺開発事業の高層建築物とともに都市景観の新たなシンボルのひとつとして認識される。また、中景域及び遠景域では計画建築物は周辺の中高層建築物群が形成する都市景観の一部となり、眺望の変化は小さいことから、大手町・丸の内地区の風格ある都市景観を維持すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地近傍における工事の完了後の計画建築物の形態率は12.2～35.1%であり、現況(計画地内既存建築物)と比較して1.0～16.3%増加するが、敷地外周部に高木を主体とした植栽を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>《工事の進行中》</p> <p>【周辺地域の文化財の損傷等の程度】</p> <p>計画地南側の敷地境界に隣接する東京都指定文化財である「将門塚」に対して、本事業の工事による影響が及ぶことがないよう仮囲いを設置するとともに、土工の前にソイルセメント壁(SMW)を根切り底面より深い位置まで構築し、掘削を行うことにより、周辺地盤の沈下を防ぐ。また、地下躯体工事では逆打工法を採用し、剛性の高い地下の各階床を支保工として山留壁の変形を抑制することにより、地盤の変形を抑制する等の適切な工事を実施する。</p> <p>なお、本事業の工事により「将門塚」の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、「東京都文化財保護条例」、「千代田区文化財保護条例」に基づき適切な対応を図る。</p> <p>したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p> <p>【埋蔵文化財包蔵地の変更の程度】</p> <p>計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する範囲については、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を東京都教育委員会に提出し、東京都教育委員会から保護上必要な指示があった場合は、遺跡の取り扱いについて千代田区教育委員会と協議を行い、適切な対応を図る。また、工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合には、「文化財保護法」に基づき適切な対応を図る。</p> <p>したがって、本事業の実施により、埋蔵文化財包蔵地の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【文化財等の周辺の環境の変化の程度】</p> <p>計画地南側の敷地境界に隣接する東京都指定文化財である「将門塚」に対しては、計画建築物による日影の影響は小さく、風環境の著しい変化もないことから、周辺の環境の変化は小さい。</p> <p>したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考える。</p>
7. 史跡・文化財	

●東京都告示第千四十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十二日

東京都知事 舛添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

- 大田区 城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目、城南島五丁目、城南島六丁目、城南島七丁目、京浜島二丁目、京浜島三丁目、羽田空港二丁目、羽田空港三丁目、東海三丁目、東海四丁目、東海五丁目及び東海六丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

シグマテック株式会社

代表取締役 深江 伯史

中央区日本橋富沢町五番四号 ゲンベエビル八階

三 対象事業の名称及び種類

産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、大田区城南島地内のスーパーエコタウン事業用地に、建設工事現場から発生する埋設廃棄物及び

汚染土壌の処理施設を建設し、埋設廃棄物及び汚染土壌の適正処理を行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、地盤、水循環、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十六年七月二十二日から同年八月二十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 大田区環境清掃部環境保全課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(二) 期限

平成二十六年九月四日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号





表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
水質汚濁	工事後	【施設の稼働】 洗浄施設及び非水処理施設は、廃棄物及び汚染土壌の洗浄過程で発生する汚濁水（洗浄水）が濡れることの無いように、すべて防水加工した防液堤で囲まれた場所に設置し、処理後の洗浄水を貯留する排水槽も水密性の高いコンクリート構造とし表面を防水塗膜することから、汚濁水等の地下浸透はない。 したがって、洗浄水等の地下浸透による地下水水質への影響について、評価の指標を満足する。
	工事中 工事後	【施設の建設】 工事の施行中において掘削深度 G.L.-1.0m を超える部分は、親杭樫矢板工法・シートパイル自立工法による山留めを行い、地下水の揚水はシートパイルで囲まれた区画内とする。このため、掘削及び地下水のくみ上げによる周辺地盤への影響は小さく評価の指標を満足する。 また、地下水の遮断及び揚水による影響は限定的であり、地下水の水位の変化及び流況の変化は小さく評価の指標を満足する。
地盤	工事後	【地下構造物の存在】 地下構造物は地盤面から G.L.-1～-4m 程度である。地下水の流動性が高い埋土層は、城南島全体で地盤面から G.L.-10m 程度であることから、地下水の水位の変化及び流況の変化は小さい。また、基礎杭は、深度約 G.L.-70m の上総層群高砂層（Ias）を支持層として構築されるが、杭の設置による地下水の流況の変化は小さく評価の指標を満足する。 液状化のおそれの程度については、軽微な範囲に収まることから、液状化のおそれはないため倒壊などの周囲への影響はないと評価する。
	工事中	【施設の建設】 掘削作業に当たっては、掘削部の周囲を鋼製矢板で雑透水層である有楽町層上部の粘性土層（Yuc）まで挿入し、被圧水を遮断する。掘削範囲が局所的であり、掘削深さは最大 G.L.-4m 程度であることから地下水を遮断することとなく、計画地周辺の地下水水位の変化は小さく影響を及ぼすこととはない。 したがって、計画地周辺の地下水の水位、流況の変化の程度は、評価の指標を満足する。
水循環	工事後	【地下構造物の存在】 地下構造物は地盤面から G.L.-1～-4m 程度である。地下水の流動性が高い埋土層は、城南島全体で地盤面から G.L.-10m 程度であることから、地下構造物の存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度は小さく評価の指標を満足する。 表面流出量については、植栽地による浸透域及び雨水流出抑制施設を併設し 175.9m <sup>3</sup> の計画雨水流出抑制量を確保する。さらに浸透性部材を積極的に採用する計画である。 したがって、雨水の表面流出量は少なく評価の指標を満足する。

表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
景観	工事後	【主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度】 計画地の周辺は、東京都のニューバーエコタウン事業として、複数の廃棄物処理施設が立地する臨海部の景観構成になっている。 計画地全体の調和に配慮したデザインとする計画であるため、産業促進市街地の景観特性に適合する。また、敷地の外周部を植栽することにより、周辺の公園等の緑と連続性をもたせることから、地域景観の特性に大きな変化はなく、評価の指標を満足する。
	工事中	【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 京浜島つばさ公園及び城南島海浜公園から、周辺の建築物と類似しておけるが、計画建築物の形状、意匠及び色彩は、周辺の建築物と類似しておける。周辺の景観との調和が図られている。 したがって、代表的な眺望地点からの眺望に大きな変化はなく、評価の指標を満足する。
廃棄物	工事中	【施設の建設】 施設により、建設発生土及び建設汚泥が発生するが、再利用可能な建設発生土は、一部を埋め戻し等に用いて減量化に努める。 建設廃棄物については、分別を徹底し可能な限り再資源化を図ることにより、減量化に努める。 また、再生、再利用できない廃棄物については、適切に処理処分を行い、適切に処理を行っている事実を産業廃棄物管理票（マニフェスト）により確認する。 したがって、工事の施行中において、評価の指標である関係法令に定める事業者の責務に基づく廃棄物の抑制を図ることを満足する。
	工事後	【施設の稼働】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守して、処理済物は、リサイクル業者、建設業者、セメント製造施設等に出荷され、再資源化率は 93.5% と予測される。 脱水性汚泥及び選別土壌（汚染土壌）についても、可能な限りセメント製造施設や土壌処理施設に出荷し再利用を図ることにより、再利用できない脱水性汚泥等の管理型最終処分場への搬出量を最小限に抑えられる。 したがって、施設の稼働において、廃棄物を可能な限り削減でき、評価の指標である関係法令等に定める事業者の責務に基づく廃棄物の抑制を図ることを満足する。
温室効果ガス	工事後	【施設の稼働】 本施設の稼働により電気及び都市ガスの使用によって 14,196 t-CO <sub>2</sub> /年の温室効果ガスが排出されるが、乾燥施設の余熱回収及び太陽光発電により、1,107 t-CO <sub>2</sub> /年の温室効果ガスの削減が見込まれる。推進に関する法律に示される事業者の責務である温室効果ガスの排出の抑制措置、「環境確保条例」に示される地球温暖化の対策の実施していく。二酸化炭素の排出量及びその削減の程度は、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示される事業者の責務、「環境確保条例」に示される事業者の責務等を満足する。